

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月23日
【事業年度】	第23期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
【会社名】	コネクシオ株式会社
【英訳名】	CONEXIO Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上裕雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-5331-3702
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 中田信也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-5331-3702
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 中田信也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	281,307	260,016	264,897	263,925	209,005
経常利益 (百万円)	9,294	10,046	10,293	10,539	10,515
当期純利益 (百万円)	6,149	6,469	6,738	6,921	7,000
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)			-	-	-
資本金 (百万円)	2,778	2,778	2,778	2,778	2,778
発行済株式総数 (株)	55,923,000	55,923,000	44,737,938	44,737,938	44,737,938
純資産額 (百万円)	29,850	34,016	38,174	42,106	46,287
総資産額 (百万円)	94,832	93,790	99,407	103,506	95,757
1株当たり純資産額 (円)	667.23	760.35	853.30	941.18	1,034.64
1株当たり配当額 (円)	48.00	56.00	65.00	60.00	60.00
(1株当たり中間配当額) (円)	(22.50)	(26.00)	(30.00)	(30.00)	(30.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	137.45	144.60	150.62	154.72	156.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)			-	-	-
自己資本比率 (%)	31.5	36.3	38.4	40.7	48.3
自己資本利益率 (%)	22.1	20.3	18.7	17.2	15.8
株価収益率 (倍)	8.3	11.8	15.1	9.0	8.7
配当性向 (%)	34.9	38.7	43.2	38.8	38.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,392	8,635	7,574	8,558	13,118
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,811	1,904	2,079	2,108	1,290
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,490	4,805	2,685	2,909	2,685
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,088	5,013	7,821	11,360	20,499
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	5,032 〔1,351〕	4,974 〔1,471〕	5,070 〔1,798〕	5,222 〔1,678〕	5,297 〔1,612〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	109.5 〔89.2〕	167.1 〔102.3〕	225.0 〔118.5〕	150.0 〔112.5〕	151.8 〔101.8〕
最高株価 (円)	1,496	1,795	2,595	2,464	1,834
最低株価 (円)	953	1,083	1,557	1,207	1,027

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 発行済株式総数は、2017年7月3日付で自己株式を11,185,062株消却し44,737,938株となっております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第22期の期首から適用しており、前3事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

当社は、1997年、東京都港区北青山において、伊藤忠商事株式会社の100%出資により、同社通信ネットワーク事業部の移動体関連事業の業務受託会社として設立されました。その後、2002年に、分社型吸収分割により、一次代理店としての地位を伊藤忠商事株式会社から承継して事業の主体となりました。当社の設立後の企業集団に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	概要
1997年 8月	東京都港区北青山にアイ・ティー・シーネットワーク株式会社として設立（資本金1億円）
1997年 9月	大阪センター（現関西支社）開設
1997年10月	広島センター（現中国・四国支社）開設
1997年10月	東海地区の携帯電話ショップを経営する100%出資子会社として、静岡県沼津市に東海ネットワーク株式会社を設立
1998年 2月	福岡センター（現九州支社）開設
1998年11月	松山センター開設
1999年 4月	北海道センター（現北海道支店）開設
1999年 7月	松山センターを高松センター（現四国支店）へ移転
1999年11月	本社を東京都新宿区上落合に移転
1999年11月	首都圏の開通拠点を東京都新宿区上落合に移転（開通センター）
1999年12月	仙台センター（現東北・北海道支社）開設
2000年 1月	金沢センター（現北陸支社）開設
2000年10月	首都圏の物流拠点を東京都墨田区菊川に集約（物流センター）
2001年 3月	ITCN企業理念を制定
2002年 4月	伊藤忠商事株式会社との間の分社型吸収分割により、NTTドコモグループの一次代理店としての地位を承継し、資本金を4億8千万円に増資
2002年 4月	名古屋支店（現東海支社）開設
2002年 5月	本社を東京都目黒区上目黒に移転
2002年 5月	東海地区の携帯電話ショップでの販売業務を当社が委託するための100%出資子会社として、愛知県名古屋市中区にアイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社を設立
2002年 7月	東海ネットワーク株式会社を吸収合併
2003年 1月	ITCNコンプライアンスプログラム制定
2004年 8月	開通センターを対象に、ISMS適合性評価制度認証取得
2005年 2月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
2006年 3月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場、資本金を27億円に増資
2006年 4月	開通センターを物流センターと統合
2006年 6月	ISMS適合性評価制度の対象範囲を全国の支社に拡大
2006年 7月	アイ・ティー・シーネットワークサービス株式会社を吸収合併
2006年 8月	株式会社イトムコミュニケーションズを100%出資子会社化
2007年 4月	株式会社イトムコミュニケーションズを吸収合併
2007年 6月	障がい者雇用機会の積極的な創出のため、100%出資子会社として東京都墨田区に株式会社ITCNアシスト（現コネクシオウィズ株式会社）を設立
2007年 7月	ISMS適合性評価制度の認証をISO27001認証基準に移行し、適用範囲を拡大
2007年10月	株式会社ITCNアシスト（現コネクシオウィズ株式会社）が「障害者の雇用促進等に関する法律」に定める特例子会社としての認定を取得
2007年12月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2008年 7月	100%出資子会社であるITCモバイル株式会社が、株式会社日立モバイルの移動体通信事業を会社分割により承継し、同日付で当社がITCモバイル株式会社を吸収合併
2012年10月	パナソニック テレコム株式会社を吸収合併
2013年10月	商号をコネクシオ株式会社に変更
2013年10月	新企業理念を制定
2014年 7月	本社を東京都新宿区西新宿（現所在地）に移転
2014年12月	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会の設立に参画し、副会長幹事会社となる
2018年 5月	辰巳事業所開設
2018年 9月	豊洲事業所開設

3 【事業の内容】

当社とコネクシオウィズ株式会社（障がい者雇用促進のための100%出資子会社、非連結）からなる企業グループは、携帯電話等の通信サービスの契約取次、契約者へのアフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売を行う、販売代理店事業を基幹事業としています。

通信サービスの契約取次とは、通信キャリア（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社等）との間の代理店契約に基づき、コンシューマ顧客又は法人顧客に対し、通信キャリアが提供する電気通信サービス等の契約取次を行うものであり、契約成立時及びその後の一定期間において、通信キャリアから手数料を収受しております。キャリア認定ショップ（ドコモショップ、auショップ、ソフトバンクショップ等）においては、お客様への各種アフターサービス業務に係る手数料の収受もあります。携帯電話端末等の販売とは、通信キャリア等から仕入れた携帯電話等の携帯通信端末をコンシューマ顧客又は法人顧客に対して販売するものであります。

これらの営業活動は、キャリア認定ショップ、大手カメラ/家電量販店及び法人営業を通じて行っております。

当社の事業におけるセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

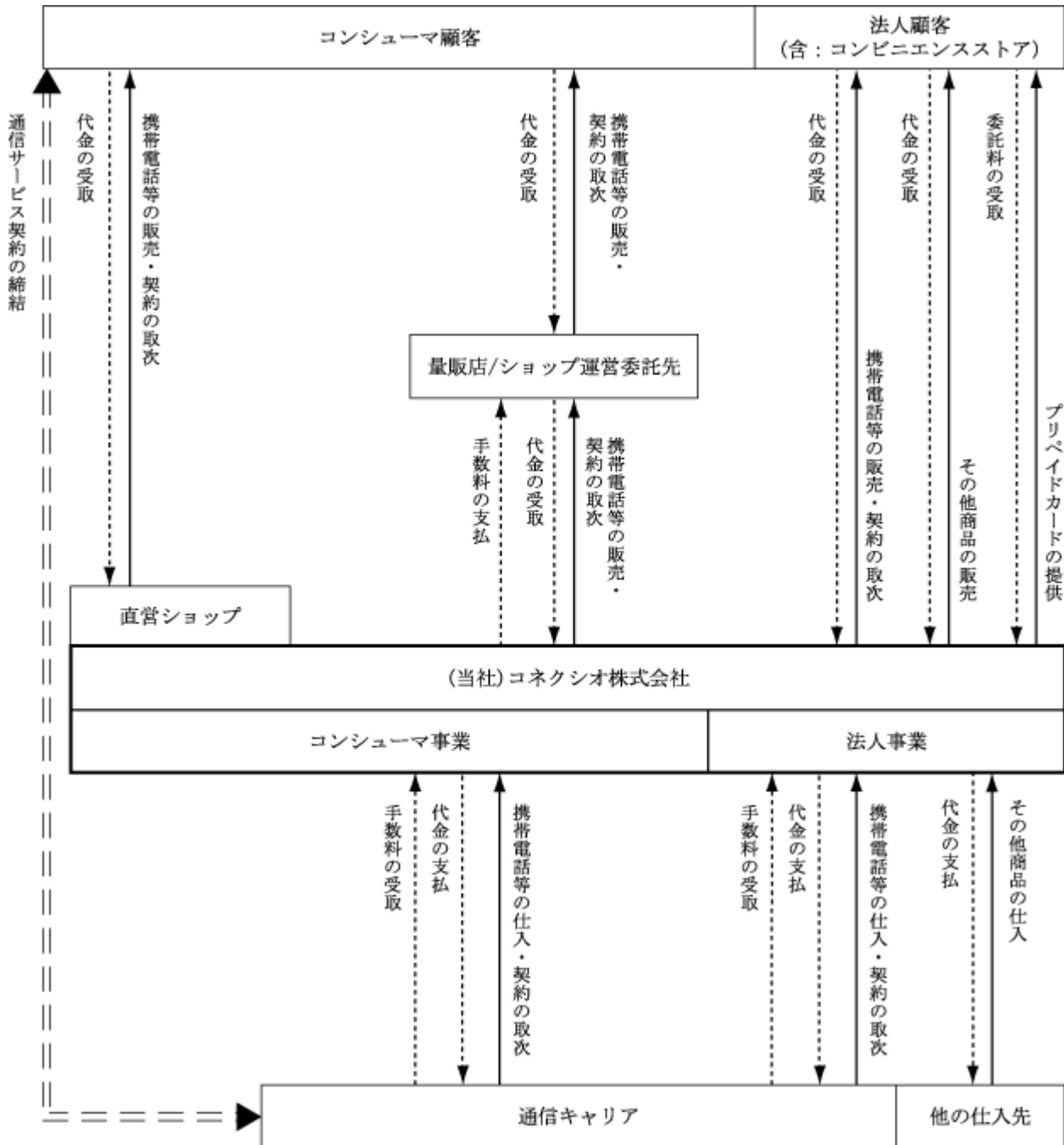
コンシューマ事業

コンシューマ事業においては、主にコンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービス等の契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売を行っており、当社の主要な販売チャネルにはキャリア認定ショップと大手カメラ/家電量販店の2種類があります。いわゆる併売店（通信キャリアからの受託業務を伴わない小規模な携帯電話専門店舗）の経営は行っておりません。この他、スマートフォン利用のお客様ニーズに応えリレーションを強化するための当社独自サービス「nexiplus（ネクシィプラス）」の運営を行っております。

法人事業

法人事業においては、法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売を中心としつつ、モバイル端末管理運用サービス（モバイルヘルプデスク、端末設定等のアウトソーシング業務）及びコンビニエンスストアに対するプリペイドカードの提供、及びIoTソリューションの提供（ネットワークに繋がれた機器同士が人手を経ずに相互に情報収集や管理・制御を実現する技術等）を行っております。

当社の企業グループに関する事業の系統図は、次葉のとおりであります。



(注) コネクシオウィズ株式会社については、小規模会社であり、財務諸表に重要な影響を及ぼしていないものとして連結財務諸表を作成していないことから、上記事業系統図からは除外しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の被所有割合(%)	関係内容
(親会社) 伊藤忠商事株式会社 (注)	大阪市北区	253,448	総合商社	60.35	2002年3月期以前の販売代理店業務の主体であり、当社は同社より事業を承継しております。 提出日現在は、出向者を5名受け入れているほか、出向社員給与の支払等の取引があります。 役員の兼任：2名

(注) 有価証券報告書提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
5,297 [1,612]	34.6	7.8	4,510,014

セグメントの名称	従業員数(名)
コンシューマ事業	4,457 [1,428]
法人事業	610 [179]
全社(共通)	230 [5]
合計	5,297 [1,612]

- (注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
4. 全社(共通)は、人事及び経理等の管理部門の従業員であります。
5. 臨時従業員に業務委託元が実費負担している専従者は含んでおりません。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合が結成されており、コネクシオ労働組合と称し、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に加盟しております。

2020年3月31日現在の組合員数は、5,499人です。

その他、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「人をつなぐ、価値をつなぐ」という理念ステートメントのもと、安心して快適な社会の実現に貢献することで、全てのステークホルダーの皆様との信頼の絆を深め、継続的な企業価値の向上を図りたいと考えております。

私たちの理念

人をつなぐ、価値をつなぐ

私たちが目指すこと
(存在意義)

私たちは、一人ひとりの想いを大切に、
お客様の感動を生み出し
安心して快適な暮らしと社会の実現に貢献します

私たちが大切にすること
(経営姿勢)

一人ひとりが主役

私たちは、自主・自律する一人ひとりが
互いを尊重し合う環境を育みます

つなぐよろこび

私たちは、自らの成長を原点に、つながるすべての人々へ
よろこびの輪をひろげ、信頼の絆を深めます

社会を担う責任と誇り

私たちは、暮らしとビジネスのライフラインを担う
責任を深く自覚し、誇りとします

私たちの判断や行動のよりどころ
(行動指針)

私たちは、お客様のために

主体的に

自ら考え、自律的に行動し、新しいことに挑戦します

フェアに

高い倫理観をもって公正に行動します

誠実に

感謝を心に刻み、素直な心で行動します

チームワークのもとに

多様性を活かし、高い成果を生み出します

現場を起点に

お客様接点である現場を大切に、発想し行動します

考え、行動します

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、2018年5月1日に2021年3月期を最終年度とする中期経営計画を公表しております。

< 中期経営計画の基本方針（2019年3月期～2021年3月期） >

コネクシオプラン2020

～ 5Gが拓くスマート社会へ向け、お客様接点の深耕と生産性の向上～

当社は、通信業界において5Gを始めとした最先端の実用技術にいち早く触れる機会があり、これらを活かした豊かな社会の実現に貢献する責務があると考えます。特に、お客様接点を担う立場から、5Gがもたらす恩恵を誰もが享受できる社会の実現のために、人と新たなサービスをつなぐ役割が期待されていると認識しています。

当社は、お客様にしっかりと寄り添い、お客様のベストパートナーとして、5G時代へ向け、より安心で快適なサービスの提供に貢献してまいります。

また、雇用環境が一段と厳しくなる中で、既存業務の見直しを行い、ITシステムの積極導入と人材投資により生産性の向上を図ってまいります。

(3) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

< 経営環境 >

当社が事業活動を主に展開する携帯電話市場におきましては、改正「電気通信事業法」や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、販売台数は減少している状況です。また、労働環境においては、正社員と非正規社員間の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」の導入により、新たな人事制度の対応が求められております。一方で、2020年春に新しい通信規格である「5G」（第5世代移動通信システム）の商用サービスが開始されました。今後は、「5G」のエリアの拡大に伴って普及が進み、さまざまな技術を活用したサービスや「5G」に対応した端末の需要が見込まれます。現在提供されている「3G」（第3世代移動通信システム）サービスの終了が発表されたことから、従来型の携帯電話からスマートフォンへの買替需要は、今後も拡大が見込まれます。法人分野においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で働き方改革が加速し、テレワークを導入する企業が増加する中、法人向けモバイルソリューションの活用範囲の拡大やIoT利用機会の創出が期待されます。加えて、第四の通信事業者参入による事業者間のお客様囲い込み競争や携帯端末のオンライン販売の拡がりは更に進むことが見込まれ、携帯電話市場は新たなステージに移行しつつあります。

< 対処すべき課題 >

中期経営計画の最終年度となる2021年3月期につきましては、前述の経営環境及び中期経営計画の基本方針を踏まえ、経営課題と認識している以下の活動に注力してまいります。

[5G時代を見据えた5つの事業戦略]

1. お客様との長期的な関係構築
2. 生産性の高い店舗オペレーションの実現
3. モバイル・ソリューション・プロバイダーへ進化
4. IoT/5Gソリューションの拡充
5. 経営基盤の強化
 - ・資本戦略：配当性向40%を目処・ROE15%目標
 - ・投資戦略：将来成長につながる戦略的投資を着実に実行
 - ・人事戦略：コネクシオを支える人財投資を強化
 - ・ESG/CSR経営：ESG/CSR経営の更なる推進

< 1. お客様との長期的な関係構築 >

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、提供サービスの接客時間を短縮するなど、安心してサービスをご利用できるよう努めてまいります。一方で、「5G」に対応した端末の需要が見込まれ、お客様との新たな接点が広がると見込んでおります。お客様一人ひとりに合った最適なサービスを提供することで、オンラインではできない接遇でお客様との関係を深め、選ばれる店づくりを目指してまいります。

< 2. 生産性の高い店舗オペレーションの実現 >

お客様の待ち時間や滞在時間をより短縮させるために、来店予約枠の拡大や接客プロセスの更なる改善を進めてまいります。また、店舗オペレーションのIT化も推進し業務効率化を図ることで、生産性を高めてまいります。

< 3. モバイル・ソリューション・プロバイダーへ進化 >

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、中小企業でもスマートフォン導入が加速し、スマートフォンとモバイルソリューションに対する企業ニーズが高まっております。当社はモバイルとの親和性・顧客ニーズの高い商材の拡充とモバイル端末管理運用サービスの機能拡充を進めるとともに、ソリューション営業体制を確立してまいります。

< 4. IoT/5Gソリューションの拡充 >

5G・AI・ARなどの技術の登場により、産業分野においては多様な情報処理を伴うIoTの活用が増えております。当社はエッジコンピューティングに強い「CONEXIOBlackBear」を軸に、製造業・建設・建/農機業向けソリューションパッケージの展開を図ります。

< 5 .経営基盤の強化 >

・ 資本戦略

株主の皆様に対して、配当性向40%を目処とし、安定的な配当を継続して行えるよう業績の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。当基本方針を堅持してまいります。

・ 投資戦略

将来成長につながる戦略的投資を着実に実行するとともに、直営ショップへの投資や、店舗の生産性向上・省力化につながるITシステムの機能増強などの成長投資を行ってまいります。また、2020年3月より、新規事業として開始いたしました保険代理店事業においても、店舗運営を安定させ、収益化を図るとともに、新たな店舗出店を進めてまいります。

・ 人事戦略

これまで店舗販売員の正社員化や「働き方改善」、従業員のワーク・ライフ・バランスの充実に取り組んできました。当面は新型コロナウイルス感染症拡大の収束後を見据えた人員体制の維持を図るとともに、店舗販売員の処遇改善を含む同一労働同一賃金に対応した新人事制度の施行および定着率の向上など、さらなる人財投資を進めてまいります。

・ ESG/CSR経営

ステークホルダーの期待に応えるべく、環境・社会・ガバナンス・SDGsそれぞれの取組みを充実させてまいります。

（環境）

使用済み携帯電話の回収や電気使用量の削減などの取組みを中心に、事業プロセスにおける環境負荷の低減を図ってまいります。

（社会）

社会的インフラを担う責任を深く自覚し、お客様に心から満足いただける質の高いサービスを提供するとともに、インターネットの安心・安全な利用に向けた啓発活動を継続して行ってまいります。

（ガバナンス）

コンプライアンス・情報セキュリティについては、当社CSRの最重要課題と認識し、より効果的な牽制体制の構築に努め、従業員への教育・研修の拡充を継続します。また、コーポレート・ガバナンスについては、取締役会の監督機能の更なる強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのような事業上のリスクに該当しない事項であっても、投資家の投資判断上、重要であると考えられるものについては、積極的なディスクロージャーの見地から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避に努めるとともに発生した場合の影響を局地化・極小化する所存ではありますが、当社への投資判断は、最終的には投資家の慎重な判断と自己責任において行われる必要があります。なお、文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

< 社会・経済・法的規制等に関するもの >

個人情報の漏洩等

当社は、契約の取次ぎ時等に契約者から通信キャリアに対して開示された個人情報を取扱っております。また、その他の当社が取扱うサービスにおいても、個人情報を取得しております。契約の取次ぎ時等は、通信キャリアの厳格な規程及びマニュアルに従うとともに、その他の当社が取扱うサービスも含め、従業員教育と取引先管理に努め、特に個人情報を集積する業務範囲(注1)を対象にISO27001(注2)認証を取得する等、事故を抑止できる万全な管理体制の整備を進めておりますが、万が一漏洩事故が発生した場合、取引先に対する当社グループの責任を問われるとともに当社グループの評判を低下させ、当社グループの業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1 認証業務範囲

- (イ) 開通センター・物流センターにおけるモバイル端末等の契約取次に関わる業務
- (ロ) ネットワークソリューション・モバイルソリューション業務
- (ハ) 本社・支社及びビジネスセンターにおける法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売に関する業務

2 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格

法的規制等

通信キャリアの販売代理店業務については、「電気通信事業法」、「独占禁止法」（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）、「景品表示法」（不当景品類及び不当表示防止法）、「個人情報保護法」、「携帯電話不正利用防止法」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律）、「青少年インターネット環境整備法」（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」及び一般社団法人電気通信事業者協会が定める「代理店の営業活動に対する倫理要綱」等の法的規制があります。また、上記に加え、2020年3月に開始した保険代理店事業については、「保険業法」及び「保険業法施行令」等の法的規制があります。当社は、当該法令等を遵守するために、従業員への教育を含めた社内管理体制の強化に努めておりますが、万が一当該法令等に違反した場合には、損害賠償請求や代理店契約の解除、営業停止等の処分を受ける可能性があり、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

総務省によるルール改正等の影響

総務省により、2018年2月に「青少年インターネット環境整備法」（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）の改正及び2018年9月に「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」が改定されました。また、2019年1月に「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」が発表され、2019年10月に改正「電気通信事業法」が施行されました。当社は販売代理店として日頃より適切な業務遂行に努めておりますが、今後、関連する法令等の改正によっては、通信キャリアの施策並びに携帯電話市場全体に影響が及び、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

< 事業戦略に関するもの >

携帯電話販売代理店事業への集中

当社の売上高は携帯電話販売代理店事業が多くを占めております。携帯電話市場は買替を中心とした安定的な需要が期待できますが、万が一携帯電話サービス・商品そのものが魅力を失う、もしくは代替するサービス・商品が現れた場合には、その販売規模が著しく縮小する等、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

事業買収等による事業拡大

当社は、今後事業拡大のために同業他社の事業譲受や買収、あるいは当社傘下への販路取り込み等を行う可能性があり、当該買収によるのれんの発生等が当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。また、市場動向や経済環境によっては、当該買収等が当初想定した結果を生み出す保証はなく、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2012年10月1日のパナソニック テレコム株式会社との合併によるのれん等も、上記と同様に当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

<マーケット・競合に関するもの>

通信キャリアの営業政策による影響

当社は、携帯電話端末の販売や回線の取次ぎ又はアフターサービスに関して、通信キャリアから手数料を収受しております。これらの手数料は、通信キャリア毎に体系が異なっており、その種類、単位金額、対象期間、対象顧客、支払対象となるサービス業務の内容、支払通信料金に対する比率等は、各通信キャリアの業績状況や販売方針により、都度見直される可能性があります。また、通信キャリアとの代理店契約上、当社経由で契約した利用者が一定の期間内に当該契約の解除等を行った場合には、当該契約取次ぎ時に通信キャリアから当社に支払われた手数料の一部を返却することとなっております。なお、これらの取引の前提となっている通信キャリアとの間の代理店契約についても、概ね1年毎に自動更新されますが、契約上は、通信キャリア及び当社の双方とも、事前告知の上解除することが可能となっております。このような営業政策及び契約の変更は当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

店舗展開上の制約

当社は、通信キャリアとの代理店契約に付随する業務委託契約に基づきキャリア認定ショップを全国に展開しており（当社が所有又は賃貸する292店舗のほか、二次代理店に運営を委託している141店舗があります。）、今後とも積極的な新規出店と収益性の見地からの配置見直しを継続する方針であります。しかしながら、キャリア認定ショップは通信キャリアによりその運営主体が選定されること及び既に多数のキャリア認定ショップが存在し新規出店余地に限りがあることから、必ずしも当社の計画通りに運ばない場合があります。また、二次代理店に運営を委託しているケースにおいては、当該二次代理店の経営方針によって当社の店舗網のサービス品質が変動する可能性があります、その結果当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社NTTドコモへの売上・仕入の集中

当社は、株式会社NTTドコモの販売代理店事業を中心に事業を行っております。株式会社NTTドコモは、2020年3月末時点での携帯電話等の加入者に占めるシェアを約45%保持する（一般社団法人電気通信事業者協会による）業界トップ企業であります。当社は、携帯電話市場の萌芽期から株式会社NTTドコモと営業戦略を共有し、ドコモショップの展開や大手量販店等の有力販路の開拓に経営資源を投入してきており、このことが当社の高い収益性の源泉でもあります。しかし、通信キャリア間の競争等により、同社の顧客基盤が極端に縮小するような事態が生じる場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

〔手数料収入〕

	2019年3月期		2020年3月期	
	売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比(%)
手数料収入 (株式会社NTTドコモ)	60,337	77.8	53,287	74.4
手数料収入合計	77,542	100.0	71,596	100.0

〔商品仕入高〕

	2019年3月期		2020年3月期	
	仕入高(百万円)	構成比(%)	仕入高(百万円)	構成比(%)
商品仕入高 (株式会社NTTドコモ)	159,664	88.5	111,942	86.9
商品仕入高合計	180,385	100.0	128,757	100.0

<人的資源に関するもの>

要員の確保

労働市場においては、少子化に伴う若年層の労働力不足が年々深刻化しており、人財の安定的な確保が今後一層厳しくなることが予想されます。当社が事業を営む携帯電話販売業界においては、スマートフォンやタブレット等の機能高度化に加えサービスの多様化や接客時間の増加に伴い、店舗販売員の負担が多くなっており、店舗販売員の安定的な確保及び定着率の向上が益々課題となっております。一方で、2020年4月1日より、同一労働同一賃金の対応に向けて人事制度の見直しを進め、店舗販売員の処遇改善に努めております。当社はこれまで、総労働時間の削減や長期休暇の取得促進など「働き方改善」に継続的に取り組んだ結果、従業員のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上を実現してきました。今後も、更なる人財への積極投資を進めるとともに、当社の全社共通教育システムである「コネクシオカレッジ」の推進による従業員の能力開発や女性活躍推進を一段と進めダイバーシティを意識した経営に努めてまいります。

しかしながら、店舗販売員をはじめとする従業員が計画通りに確保できない場合及び定着率が悪化する場合には、当社の業績は不安定となる可能性があります。

<災害・感染症等に関するもの>

災害・感染症等による影響について

当社は、地震、台風/大雨、洪水/浸水、大雪、津波、落雷などの天災ならびに停電、交通途絶、火災、爆発事故などの人災、さらにはインフルエンザといった感染性の高い疫病の蔓延、強毒性のインフルエンザや感染力の強い新型感染症の社内罹患者の発生及び発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、事業継続計画（BCP）の策定と災害予防策・防災訓練の実施、災害対策本部による連絡体制の整備、損害保険の付保等によるリスク管理に努めております。特に新型コロナウイルス感染症につきましては、政府による緊急事態宣言および総務省からの要請を受け、通信キャリアの方針に基づき、店舗運営に制限を受ける場合があります。また、社内外への感染被害抑止と従業員の安全確保の観点から、テレワークおよび交代勤務を積極的に実施するとともに、運営するキャリア認定ショップにおいては、接客時間の短縮や可能な限り待合席の間隔をあげ、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する等の工夫をしております。

このような災害・感染症等が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

<親会社に関するもの>

親会社との関係について

提出日現在、伊藤忠商事株式会社は当社の議決権の60.35%を所有する親会社であります。取引関係・人的関係等については限定的であり、親会社との資本関係に変化が生じたとしても事業に与える影響は軽微であると考えられます。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復が見られたものの、通商問題や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、足下で大幅に下押しされております。また、先行きについても当面厳しい状況が続くと見込まれます。

当社が事業活動を展開する携帯電話市場におきましては、「電気通信事業法」の改正が行われ、シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現や端末購入補助の適正化が図られました。これにより端末価格が上昇したに加え、消費税増税も重なり端末販売台数は大きく減少しました。一方で、2020年春に新しい通信規格である「5G」（第5世代移動通信システム）の商用サービスが開始されました。今後は「5G」のエリアの拡大に伴って普及が進み、さまざまな技術を活用したサービスや「5G」に対応した端末の需要が見込まれており、携帯電話市場は新たなステージに移行しつつあります。

このような事業環境において、当社の端末販売は、改正「電気通信事業法」の施行や消費税増税の影響を受け、販売台数201万台（前事業年度比19.8%減）となりましたが、独自収益（スマートフォン向け周辺商材や法人向けモバイルヘルプデスク等）の伸長により、営業利益は9期連続増益、当期純利益は8期連続増益を達成いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高209,005百万円（同20.8%減）、営業利益10,330百万円（同0.5%増）、経常利益10,515百万円（同0.2%減）、当期純利益7,000百万円（同1.1%増）となりました。

当社は、中長期的な経営の方向性を「コネクシオプラン2020」で示し、中期経営計画の中で具体的な経営指標の目標値として営業利益110億およびROE15%を目標としております。最終年度である当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による当社の業績への影響は不透明であり、業績予想の開示をおこなっておりません。今後の状況変化を見極めつつ、一定の整理ができ次第、速やかに開示いたします。

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (1) 中長期的な会社の経営戦略、2. 事業等のリスク」をご参照ください。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

< コンシューマ事業 >

コンシューマ事業につきましては、独自収益は伸長したものの販売台数の減少を補いきれず減益となりました。キャリア認定ショップにおいては、スマホ教室の開催を通じたお客様接点の強化を図るとともに、スマホ教室を発展させ「学びの空間」をコンセプトとしたショップをオープンすることで、多様化するニーズを見据え、新たなサービスを提供しました。また、ショップにおいて、来店予約枠の拡大とオペレーション改善により、お客様の待ち時間を短縮するとともにお客様満足度の向上に取り組みました。

この結果、売上高は191,810百万円（前事業年度比21.6%減）、営業利益は13,196百万円（同2.7%減）となりました。

< 法人事業 >

法人事業につきましては、販売台数が減少したものの、モバイルヘルプデスクの導入社数の増加や企業の「働き方改革」を推進するモバイルソリューションを積極展開し、収益が伸長しました。IoTソリューションについては、エッジコンピューティング・ゲートウェイ「CONEXIOBlackBear」を軸に、既にリリースしております各種サービスの実証実験・本格導入の実績を積み上げるとともに、「5G」到来を見据え、知見の蓄積とソリューション商材の販売チャネル構築に努めました。また、事業領域拡大に向け、2019年9月に株式会社サンブリッジと資本業務提携をいたしました。

この結果、売上高は17,194百万円（前事業年度比11.1%減）、営業利益は1,714百万円（同75.4%増）となりました。

仕入及び販売の状況は、次のとおりであります。

<仕入実績>

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		仕入高(百万円)	前年度比(%)
コンシューマ 事業	商品仕入高	122,413	28.7
	代理店手数料	22,135	22.3
	小計	144,548	27.8
法人事業	商品仕入高	6,344	26.5
	代理店手数料	2,568	3.5
	小計	8,912	19.8
合計		153,460	27.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

<販売実績>

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		販売高(百万円)	前年度比(%)
コンシューマ 事業	商品売上高	131,844	26.1
	手数料収入	59,965	9.4
	小計	191,810	21.6
法人事業	商品売上高	4,219	35.3
	手数料収入	9,123	3.0
	プリペイドカード販売	3,851	2.7
	小計	17,194	11.1
合計		209,005	20.8

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	60,413	22.9	53,339	25.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当事業年度において、商品売上高に著しい変動がありました。これは主に、改正「電気通信事業法」の施行や消費税増税の影響を受け、販売台数が大きく減少したこと等によるものであります。

(2) 財政状態

流動資産

流動資産は、前事業年度末に比べて7,070百万円減少し、75,524百万円となりました。これは、受取手形及び売掛金の減少8,904百万円、未収入金の減少4,102百万円、商品及び製品の減少3,299百万円、現金及び預金の増加9,301百万円等によります。

固定資産

固定資産は、前事業年度末に比べて677百万円減少し、20,233百万円となりました。これは、キャリアショップ運営権の減少665百万円、工具、器具及び備品の減少342百万円、建物の減少215百万円、長期前払費用の減少115百万円、のれんの減少108百万円、投資有価証券の減少105百万円、繰延税金資産の増加812百万円等によります。

この結果、資産合計は前事業年度末に比べて7,748百万円減少し、95,757百万円となりました。

流動負債

流動負債は、前事業年度末に比べて12,165百万円減少し、43,099百万円となりました。これは、買掛金の減少6,881百万円、未払金の減少5,513百万円、未払代理店手数料の減少1,479百万円、賞与引当金の増加850百万円、未払消費税等の増加723百万円等によります。

固定負債

固定負債は、前事業年度末に比べて235百万円増加し、6,371百万円となりました。これは、退職給付引当金の増加328百万円、賞与引当金の減少24百万円、役員賞与引当金の減少11百万円等によります。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べて11,929百万円減少し、49,470百万円となりました。

純資産

純資産合計は前事業年度末に比べて4,181百万円増加し、46,287百万円となりました。これは、当期純利益の計上による増加7,000百万円、配当金の支払による減少2,684百万円等によります。

この結果、自己資本比率は48.3%となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて9,139百万円増加し、20,499百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、13,118百万円（前事業年度比4,560百万円増）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上10,386百万円、売上債権の減少額8,901百万円、未収入金の減少額4,102百万円、たな卸資産の減少額3,293百万円、減価償却費の計上2,032百万円等の増加要因が、仕入債務の減少額8,360百万円、未払金の減少額5,468百万円等の減少要因を上回ったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、1,290百万円（前事業年度比817百万円減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出902百万円、無形資産の取得による支出208百万円等によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、2,685百万円（前事業年度比223百万円減）となりました。これは配当金の支払額2,685百万円によります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

金利市場は当面、長期金利に比べ短期金利が有利に続くと思われれます。また、当社の主たる資金需要は季節要因（携帯電話の新機種在庫確保等）により持続性は無く、資金需要の発生都度で資金調達が可能と考えております。よって、資金調達は、「当座貸越契約」内での短期による資金調達を行っていくことを基本方針としております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく仮定は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

減損会計における回収可能価額

減損損失を測定する際の回収可能価額の算定において、当該資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の正味売却価額、当該資産又は資金生成単位の将来キャッシュ・フローの見積りの使用価値、割引率等の仮定など、多くの見積り及び仮定をもとに実施しており、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、過去の業績や納税状況、将来の事業計画等を総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積っております。当該見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動によって見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

重要な契約等

会社名	契約の名称	契約期間	契約内容
株式会社NTTドコモ	代理店契約書	自2019年4月1日 至2020年3月31日 以後1年毎の自動更新	携帯電話等卸売及び契約締結に付随する業務一式の受託
株式会社NTTドコモ	割賦購入あっせんによる商品販売に関する覚書(加盟店規約)	2008年7月1日	割賦購入あっせん販売の取扱いに関する事項
KDDI株式会社 (旧株式会社エーユー)	代理店業務委託基本契約書	自2001年7月1日 至2002年3月31日 以後1年毎の自動更新	携帯電話等卸売及び契約締結に付随する業務一式の受託
ソフトバンク株式会社 (旧ソフトバンクモバイル株式会社)	代理店委託契約書	自2014年8月1日 至2015年3月31日 以後1年毎の自動更新	携帯電話等卸売及び契約締結に付随する業務一式の受託
株式会社ヨドバシカメラ	代理店契約書	自2015年10月1日 至2016年3月31日 以後1年毎の自動更新	携帯電話等の販売及び契約締結に付随する業務一式の委託
株式会社ケーズソリューションシステムズ (旧株式会社ケーズモバイルシステム)	代理店契約書	自2019年4月1日 至2020年3月31日 以後1年毎の自動更新	携帯電話等の販売及び契約締結に付随する業務一式の委託
株式会社ファミリーマート (注)	業務委託に関する基本契約書	自2006年4月1日 至2009年3月31日 以後1年毎の自動更新	「Famiポート」におけるプリペイドカード情報の発券業務等
インコム・ジャパン株式会社 株式会社ファミリーマート (注)	マスター・ディストリビューション及びサービス契約書	自2020年3月1日 至2024年2月29日 以後1年毎の自動更新	プリペイドカード(POSAカード)の商品仕入及び販売
インコム・ジャパン株式会社 株式会社ポブラ	マスター・ディストリビューション及びサービス契約書	自2013年9月1日 至2018年8月31日 以後1年毎の自動更新	プリペイドカード(POSAカード)の商品仕入及び販売

(注) 2019年9月1日付で株式会社ファミリーマートは、ユニ・ファミリーマートホールディングス株式会社を吸収合併存続会社、株式会社ファミリーマートを吸収合併消滅会社とする吸収合併により解散し、吸収合併存続会社の新商号が株式会社ファミリーマートとなっております。

従前の契約は、吸収合併存続会社である株式会社ファミリーマートに全て承継されております。

5 【研究開発活動】

当事業年度における研究開発費の総額は33百万円であります。

なお、当事業年度においての当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度においては、コンシューマ事業における販売拠点の増強、法人事業におけるサービス提供、全社共通における内部管理機能強化等を目的とした設備投資を実施しております。

当事業年度の設備投資等の総額（敷金及び保証金を含む）は1,290百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

<コンシューマ事業>

当事業年度の主な設備投資額等は、当社直営のキャリア認定ショップ等の移転・改装を中心に、総額992百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

<法人事業>

当事業年度の主な設備投資額等は、管理システムの機能増強を中心に、総額82百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

<全社共通>

当事業年度の主な設備投資額等は、ITシステムの機能増強を中心に、総額216百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社は、東京都新宿区の本社をはじめ、国内に6支社、2支店、3営業所、3事業所の他、292の携帯電話ショップ（店舗）を運営しております。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	敷金及び 保証金	土地 (面積㎡)		合計
本社 (東京都新宿区) 他 2 営業所 108店舗	コンシューマ事業 法人事業 全社（共通）	本社機能 販売業務 事務業務	1,001	5	563	397	1,959	(48,988.93)	3,927	2,649 〔795〕
豊洲事業所 (東京都江東区) 他 2 事業所	"	事務業務 物流業務	301		40	10	98	(12,287.51)	451	118 〔92〕
東北・北海道支社 (仙台市青葉区) 他 18店舗	"	販売業務 事務業務	154		89		99	(6,835.02)	343	256 〔21〕
北海道支店 (札幌市北区) 他 4 店舗	"	"	34		21	0	37	(2,029.57)	93	90 〔161〕
東海支社 (名古屋市中村区) 他 47店舗	"	"	490		198	0	576	(24,032.66)	1,265	618 〔198〕
北陸支社 (石川県金沢市) 他 12店舗	"	"	191		41		104	(3,316.58)	337	131 〔14〕
関西支社 (大阪市淀川区) 他 43店舗	"	"	316		182		548	(16,377.01)	1,047	659 〔219〕
中国・四国支社 (広島市中区) 他 9 店舗	"	"	49		38		75	(2,554.56)	163	105 〔23〕
四国支店 (香川県高松市) 他 8 店舗	"	"	48		24		70	(2,340.83)	142	101 〔28〕
九州支社 (福岡市博多区) 他 43店舗	"	"	286		123	0	257	52 (14,148.96)	719	570 〔61〕
合 計			2,873	5	1,325	407	3,827	52 (132,911.63)	8,492	5,297 〔1,612〕

- (注) 1. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
2. 建物の帳簿価額は主として賃借中の建物に施した建物附属設備の帳簿価額であります。
3. 土地の面積には、賃借している事業所の面積が含まれております。
4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (注)2
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
本社 (東京都新 宿区)	コンシューマ事業	店舗設備や店頭 設備増強	1,073		自己資金	2020年4月	2022年3月	
	法人事業	管理システム機 能増強	282		自己資金	2020年4月	2022年3月	
	共通	情報システム機 能増強	998		自己資金	2020年4月	2022年3月	

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 設備投資の効果としては、店舗網や法人提供サービスの拡大による収益基盤の拡充及び業務効率化を期待しておりますが、定量的な計測が困難なため完成後の増加能力は記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	153,600,000
計	153,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,737,938	44,737,938	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	44,737,938	44,737,938		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年7月3日 (注)1		55,923,000		2,778	2,600	580
2017年7月3日 (注)2	11,185,062	44,737,938		2,778		580

(注)1. 会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		20	24	26	141	7	3,447	3,665	
所有株式数(単元)		45,001	2,227	298,401	61,992	55	39,644	447,320	5,938
所有株式数の割合(%)		10.06	0.50	66.71	13.86	0.01	8.86	100.00	

(注) 自己株式122株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に22株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	26,996,000	60.34
株式会社ブロードビーク	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	2,406,200	5.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,137,700	4.78
NPBN - SHOKORO LIMITED (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9号1番)	1,371,600	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	989,900	2.21
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー)	748,145	1.67
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	691,970	1.55
コネクシオ社員持株会	東京都新宿区西新宿8丁目17番1号	642,473	1.44
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OMO2 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	100 KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都港区港南2丁目15番1号品川インターシティA棟)	446,200	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	427,700	0.96
計	-	36,857,888	82.39

(注) 2020年1月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、タワー投資顧問株式会社が2020年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 タワー投資顧問株式会社
住所 東京都港区芝大門1丁目2番18号野依ビル2階
保有株券等の数 2,548,700株
株券等保有割合 5.70%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,731,900	447,319	同上
単元未満株式	普通株式 5,938		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	44,737,938		
総株主の議決権		447,319	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が22株含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) コネクシオ株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式	31	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	122		153	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の剰余金の配当は、基本的に中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、配当性向40%を目処とし、安定的な配当を継続して行えるよう業績の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当期の業績及び配当の安定性等を総合的に考慮した結果、当事業年度につきましては、1株当たり60.0円（中間30.0円、期末30.0円）としております。

なお、内部留保につきましては、将来成長につながる戦略的投資や、キャリア認定ショップの増強及び生産性向上・省力化につながるITシステムの機能増強のための資金に活用し、事業の拡大・成長を図ってまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2019年10月29日 取締役会決議	1,342	30.00
2020年6月23日 定時株主総会決議	1,342	30.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人をつなぐ、価値をつなぐ」という理念ステートメントのもと、安心で快適な社会の実現に貢献することで、全てのステークホルダーの皆様との信頼の絆を深め、継続的な企業価値の向上を図りたいと考えております。

そのための基本方針として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題であると認識し、監査役（監査役会）設置会社として監査役会からの監視に加えて、複数の独立社外取締役・監査役を選任し、また取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を含む委員で構成される指名・報酬委員会及びガバナンス委員会を設置する等により、経営の監督機能を強化しております。さらに、内部監査部、内部統制委員会による組織的な内部牽制機能の強化も図っております。

また、株主の権利・平等性が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、適時・適切な情報開示や投資家の皆様との対話の充実に努めております。

以上を当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方及び基本方針とし、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 会社の機関の内容

当社は、取締役会設置会社、監査役（監査役会）設置会社であります。

取締役会

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役（独立役員）3名）で構成され、定例は毎月1回開催しております。法令、定款及び取締役会規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。構成員氏名（代表取締役社長 井上裕雄、取締役専務執行役員 目時利一郎、取締役専務執行役員 直田宏、取締役常務執行役員 中田伸治、取締役（非常勤）梶原浩、社外取締役（独立）細井一雄、社外取締役（独立）川内由加、社外取締役（独立）新野和幸）

取締役

取締役は、取締役会で決定した役割に基づき、法令、定款及び取締役会規程、その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。また、代表取締役及び会社の業務を執行する取締役は、原則として月1回、職務執行の状況を取締役に報告しております。

諮問機関

取締役会の統治機能の更なる充実のため、任意の諮問機関として、指名・報酬委員会及びガバナンス委員会を設置しております。

監査役会

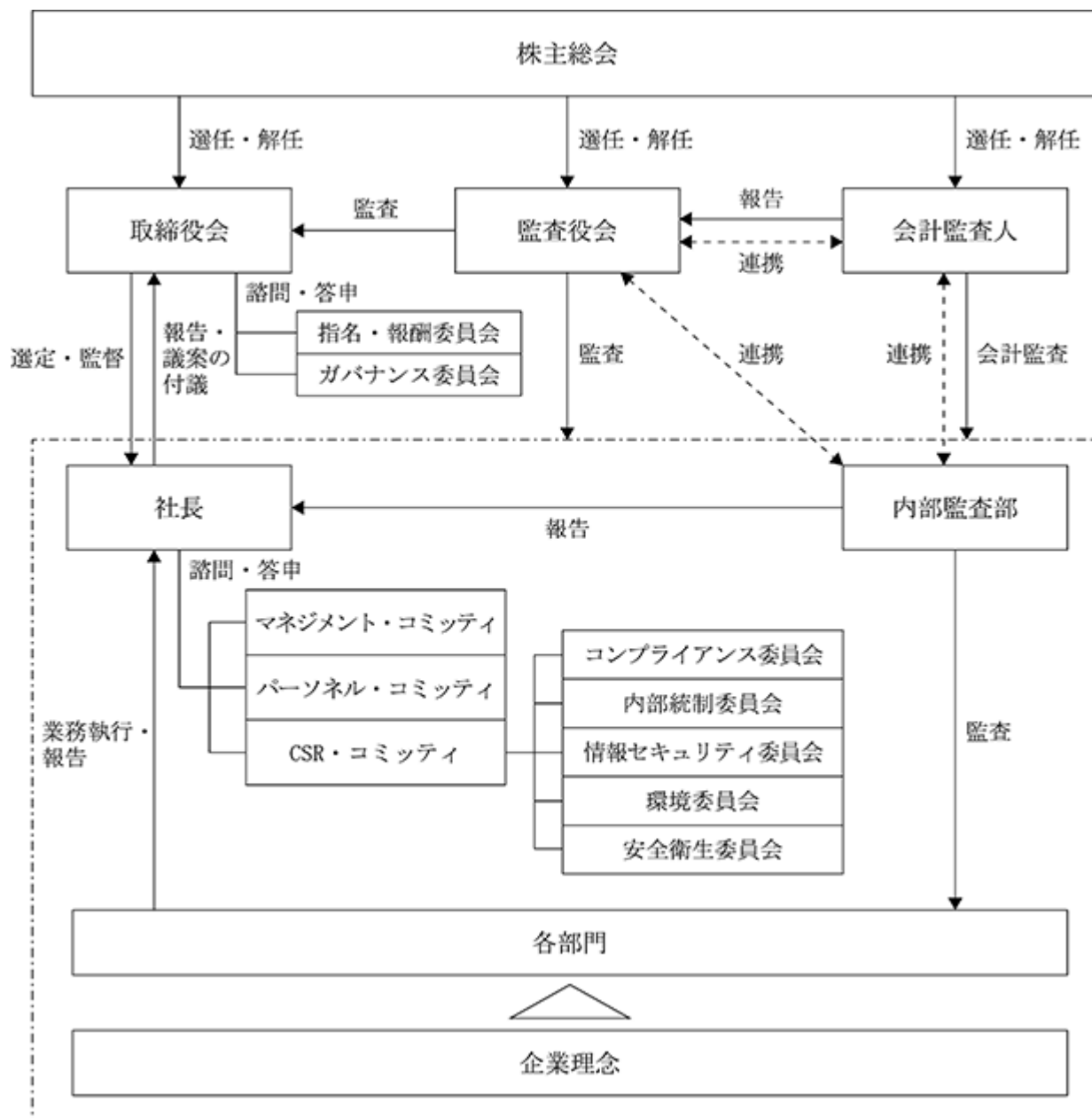
監査役会は、監査役4名（うち社外監査役（独立役員）2名）で構成され、定例は毎月1回開催しております。構成員氏名（常勤監査役 乙村高利、社外監査役（独立）遠藤隆、社外監査役（独立）吉田修己、監査役（非常勤）岩崎達士）

監査役

監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査、会計監査人との連携等を通して、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

マネジメント・コミッティ / パーソネル・コミッティ / CSR・コミッティ

社長の業務執行権限に属する事項については、社長、本部長及び部門長を常任メンバーとするマネジメント・コミッティが原則として毎月1回開催され、社長の重要な意思決定に係る諮問に応じております。同様にパーソネル・コミッティ及びCSR・コミッティがあり、パーソネル・コミッティは人事に関する重要事項について、CSR・コミッティはコンプライアンス（コンプライアンス委員会）・内部統制（内部統制委員会）・情報セキュリティ（情報セキュリティ委員会）・環境保護活動（環境委員会）・職場の安全（安全衛生委員会）等の各分野において、当社が社会的責任を果たし持続可能性を高めるための諸活動を各種委員会に行わせながら、社長からの諮問に応じております。



企業統治に関するその他の事項 等

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

- a. 取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- b. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令及び定款その他の社内規程に従い、業務を執行する。
- c. 代表取締役及び業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役会に報告する。
- d. 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- e. 子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して職務の執行が法令及び定款に適合するかを監視する。

(2) コンプライアンス

- a. 『企業理念』及び『企業行動基準』を定め、取締役及び使用人はこれに則り行動するものとする。
- b. チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『コンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。又、制定した『コンプライアンスプログラム』を、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。
- c. 当社は、子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、定期的に、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- d. 『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。又、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人が通報できるホットライン窓口を整備する。
- e. 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
- f. コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜及び定期的に確認し、見直すものとする。
- g. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制

『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。

(4) 内部監査

当社の社長直轄の内部監査部を設置し、当社及び子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』又は『関係会社管理規程』に基づく内部監査を実施し、当社の社長に対してその結果を報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。

(2) 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社は、取引リスク（与信）限度額の設定、投融資への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、又、『関係会社管理規程』において、子会社における当社による事前承認事項、当社に対する報告事項等を定め、当社及び子会社において必要なリスク管理体制及び管理手法を整備する。

(2) 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「経営レビュー制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。

4. 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、コンプライアンス・内部統制・情報セキュリティ・環境保護活動・職場の安全に関する事項はCSR・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。

(2) 当社は、子会社に対し、必要に応じて、人事管理・財務経理・コンプライアンス等の管理業務を提供する。

(3) 当社及び子会社において、『組織分掌・権限責任規程』、『関係会社管理規程』等各種社内規程を整備することによって、取締役及び使用人の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。

(4) 当社及び子会社において、中長期的な視野を踏まえて年度計画を定め、会社及び各組織の達成すべき目標を明確化するとともに、月次に進捗を検証し、対策を講じる。当社は、計画達成度を組織の業績評価を通

じて使用人の賞与に連動させる。

5．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。
- (2) 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。
- (2) 当該使用人の評価・人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議する。
- (3) 監査役がその職務を補助する使用人が専任の場合には、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。又、他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について当社の監査役に対して報告する。
- (2) 当社の使用人及び子会社の使用人は、a.当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、b.重大な法令又は定款に違反する事実について、これを発見次第速やかに、当社の監査役に対して直接報告することができる。
- (3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
- (4) 当社の監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底することに努める。

8．その他当社の監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。
- (2) 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換及び連携を図る。
- (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。
- (4) 監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

さらに、財務報告の信頼性確保と業務効率の向上のため、『内部統制制度規程』を定め、内部統制委員会にて整備・運用を推進しております。

ロ リスク管理体制の整備の状況

取引リスク（与信）限度額の設定、投融資への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備しております。また、組織全体が直面するリスクを体系的に管理することで予防・軽減する手段として、「経営レビュー制度」を2003年3月期より運用しております。これは、当社の経営上のリスクを網羅し、それぞれの影響を把握した上で、影響の大きさに対して十分な管理・リスク軽減策を実施しようとするもので、経営企画部を主管部署として管理本部各部にて実施しております。年間計画に基づき実施状況を毎年度にレビューすることで管理水準を引き上げる所存です。

CSR・コミティの下部組織であるコンプライアンス委員会は、遵守体制の整備を図るとともに、違反が発生した場合の迅速かつ適切な対応処理方針を決定しております。あわせて、顧問弁護士からは、法務業務全般及び経営課題について、法的見地から様々な助言・支援を受けることとしております。また、コンプライアンスに関する社内研修を企画・実施し、社内啓発を推進しております。

個人情報保護を始めとする情報セキュリティに関するリスクは当社の事業運営リスクの最たるものであると認識しており、2004年8月には開通センターにおいてISMS認証を取得しました。2007年7月にはISO27001認証基準に移行し、順次適用範囲を拡大する等、情報セキュリティ管理体制の整備を進めております。

八 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間の責任限定契約の内容

当社と取締役梶原浩氏、細井一雄氏、川内由加氏及び新野和幸氏並びに監査役岩崎達士及び吉田修己氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は1,000万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

取締役に関する事項

イ．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

ロ．取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会に関する事項

イ．取締役会で決議することができる株主総会決議事項

1. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

2. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

3. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ．株主総会の特別決議要件の変更の内容

当社は、会社法第309条第2項による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員の一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	井上 裕雄	1952年8月21日	1975年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2003年4月 同社情報産業部門長 2003年6月 同社執行役員 2008年4月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニープレジデント 2008年6月 同社代表取締役常務取締役 2009年4月 同社情報通信・航空電子カンパニープレジデント 2010年4月 同社代表取締役常務執行役員 2011年4月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社専務執行役員サービスビジネスセグメント分掌役員 兼 保守・運用サービス事業グループ担当役員 2011年6月 同社取締役 兼 専務執行役員 2012年4月 当社副社長 執行役員 2012年6月 当社取締役副社長 執行役員 社長補佐 兼 営業第三部門管掌 2012年10月 当社取締役副社長 執行役員 社長補佐 兼 法人事業本部長 2013年4月 当社代表取締役社長(現任) 2014年12月 一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会副会長(現任)	(注)3	27,700
取締役 専務執行役員	目時 利一郎	1959年9月3日	1982年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2001年4月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー経営企画部ブロードバンドビジネス開発室長 2003年10月 同社情報通信ビジネス部ブロードバンドビジネス課長 2004年4月 当社ソリューションビジネス部門長補佐 2005年4月 当社ソリューションビジネス部門長 兼 企画・営業部長 2007年6月 当社執行役員営業第三部門長 兼 ソリューション営業部長 2010年4月 当社執行役員経営企画部長 2012年6月 当社常務執行役員経営企画部長 2012年10月 当社常務執行役員経営企画部門長 2013年4月 当社常務執行役員法人事業本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員法人事業本部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員営業管掌 兼 法人営業第二部門長 2015年6月 当社取締役専務執行役員営業管掌 兼 法人営業第二部門長 2016年4月 当社取締役専務執行役員営業管 2017年4月 当社取締役専務執行役員営業管掌(コンシューマ事業担当) 2019年4月 当社取締役専務執行役員コンシューマ本部長(現任)	(注)3	38,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 専務執行役員	直田 宏	1957年9月8日	1981年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2005年4月 同社情報産業ビジネス部長 2006年4月 同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー経営企画部長 兼 チーフインフォメーションオフィサー 2008年4月 同社情報産業部門長代行 兼 情報産業ビジネス部長 2009年4月 同社海外市場部長 兼 海外市場部海外内部統制推進室長 兼 海外市場部内部統制統括責任者 兼 海外市場部 ITOCHU DNAプロジェクト責任者 2011年4月 同社情報通信部門長代行 2012年4月 伊藤忠ケーブルシステム株式会社代表取締役社長 2014年4月 当社常務執行役員経営企画部門長 2014年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部門長 2017年4月 当社取締役常務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 経営企画部門長 2017年6月 当社取締役専務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 経営企画部門長 2018年4月 当社取締役専務執行役員職能管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 営業管掌(法人事業担当) 2019年4月 当社取締役専務執行役員法人本部長(現任)	(注)3	9,800
取締役 常務執行役員	中田 伸治	1963年7月17日	1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2000年12月 トーマツコンサルティング株式会社 2002年9月 当社総務部長代行 2003年3月 当社経営企画部長 2004年4月 当社財務経理部長 兼 情報システム部長 2005年6月 当社執行役員財務経理部長 2008年6月 当社執行役員機能部門長 兼 人事総務部長 2010年6月 当社常務執行役員機能部門長 兼 人事総務部長 2012年10月 当社常務執行役員管理本部経営管理部門長 2014年4月 当社常務執行役員ショップ営業第一部門長 2017年4月 当社常務執行役員ショップ営業第四部門長 2019年4月 当社常務執行役員管理本部長 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2019年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー(現任)	(注)3	11,000
取締役	梶原 浩	1966年12月23日	1990年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2010年7月 伊藤忠ケーブルシステム株式会社取締役 2012年6月 株式会社スペースシャワーネットワーク社外取締役(現任) 2013年3月 エフ・アイ・メディア企画株式会社代表取締役 2013年4月 伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長代行 2015年3月 アンシュリオン・ジャパン株式会社社外取締役(現任) 2015年4月 伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長 2016年4月 伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社代表取締役(現任) 2016年6月 当社取締役(現任) 2017年4月 伊藤忠商事株式会社情報・金融カンパニー情報・通信部門長代行 2020年4月 同社情報・金融カンパニー情報・通信部門長(現任) 2020年6月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	細井 一雄	1959年2月1日	1986年2月 2008年4月 2009年6月 2010年6月 2012年3月 2014年5月 2015年6月 2016年4月 2017年6月 2018年6月	日本アイ・ピー・エム株式会社入社 コグノス株式会社代表取締役 サン・マイクロシステムズ株式会社 常務執行役員 日本オラクル株式会社執行役員 株式会社ジェクシード代表取締役社 長 情報技術開発株式会社上席執行役員 ソリューション統括部長 当社社外取締役（現任） 情報技術開発株式会社上席執行役員 ソリューション本部長 情報技術開発株式会社取締役上席執 行役員ソリューション本部長（現 任） TDIプロダクトソリューション株式会 社取締役（現任）	(注)3	-
取締役	川内 由加	1959年12月11日	1982年4月 1990年4月 2000年4月 2000年5月 2000年10月 2001年10月 2008年2月 2019年6月	株式会社ワールド入社 株式会社ストアオペレーション取締 役営業部長 兼 人事部長 株式会社ワールド店舗運営統括部長 株式会社ワールドファッションリン ク（現株式会社ワールドストアパー トナース）取締役 株式会社ワールドストアパートナ ーズ代表取締役 有限会社エムオーティクリエイショ ン（現株式会社エムオーティクリエ イション）取締役 株式会社エムオーティクリエイショ ン代表取締役（現任） 当社社外取締役（現任）	(注)3	-
取締役	新野 和幸	1954年3月7日	1976年4月 1997年4月 2005年2月 2013年6月 2017年7月 2020年6月	株式会社シーイーシー入社 同社取締役ネットワークインテグ レーション事業部長 同社代表取締役 コニカミノルタビジネスソリュー ションズ株式会社（現コニカミノル タジャパン株式会社）取締役 株式会社デジタルインサイトテクノ ロジー代表取締役（現任） 当社社外取締役（現任）	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	乙村 高利	1963年7月18日	1987年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2005年4月 同社繊維事業・審査部繊維審査第一チーム長代行 2007年10月 同社リスクマネジメント部大阪リスク管理チーム長代行 2012年4月 同社エネルギー・化学品リスク管理室長 2013年4月 同社エネルギー・化学品カンパニーCFO補佐 2013年4月 伊藤忠石油開発株式会社監査役 2013年4月 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社監査役 2013年4月 伊藤忠プラスチック株式会社監査役 2014年4月 シーアイ化成株式会社(現タキロンシーアイ株式会社)監査役 2016年4月 伊藤忠メタルズ株式会社執行役員CFO(財務・経理、法務・審査担当) 2019年4月 当社監査役付 2019年6月 当社監査役(現任)	(注)4	200
監査役	岩崎 達士	1964年11月3日	1988年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2004年9月 同社宇宙・情報・マルチメディア管理部連結決算チーム長代行 2009年2月 伊藤忠シェアードマネジメントサービス株式会社経理サービス部門長 2010年6月 エキサイト株式会社取締役CFO 2011年4月 同社財務経理本部長 2012年4月 同社経営管理本部長 2013年4月 同社経営管理室長 2017年6月 同社監査役 2017年6月 伊藤忠商事株式会社情報・金融カンパニーCFO補佐(兼)情報・金融事業・リスク管理室長(現任) 2017年6月 当社監査役(現任) 2017年6月 エイツーヘルスケア株式会社監査役(現任) 2019年6月 伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社監査役(現任) 2019年6月 伊藤忠インタラクティブ株式会社監査役(現任)	(注)5	-
監査役	遠藤 隆	1952年9月17日	1982年4月 弁護士登録 市川法律事務所入所 1997年7月 遠藤法律事務所開設 所長(現任) 2005年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	吉田 修己	1950年11月4日	1977年3月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 1982年9月 公認会計士登録 1997年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 2007年10月 同監査法人DTTL Talent Councilメンバー 2011年8月 トーマツeラーニングソリューションズ株式会社代表取締役社長 2011年12月 有限責任監査法人トーマツ経営会議メンバー兼人材本部副本部長 2013年12月 吉田公認会計士事務所開設所長(現任) 2014年3月 キヤノン株式会社監査役 2014年4月 早稲田大学大学院会計研究科非常勤講師 2017年9月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授(現任) 2018年6月 当社社外監査役(現任) 2020年4月 株式会社三井ハイテック社外取締役(現任)	(注)6	-
計					87,100

- (注) 1. 取締役細井一雄氏及び川内由加氏及び新野和幸氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役遠藤隆氏及び吉田修己氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までであります。
 4. 監査役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までであります。
 5. 監査役の任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までであります。
 6. 監査役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までであります。
 7. 当社は、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、
 社外監査役以外の監査役である乙村高利氏及び岩崎達士氏の両氏がいずれも欠けた場合の補欠の監査役とし
 て予め補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
柴田 信治	1955年12月27日	1978年4月 日東肥料化学工業株式会社(現日東エフシー株式会社)入社 1992年4月 株式会社ソフトウェアジャパン名古屋営業所 所長 1996年12月 伊藤忠エレクトロニクス株式会社(現伊藤忠 インタラクティブ株式会社)情報家電部統括 部長 1998年6月 当社物流管理担当部長 2006年1月 当社情報システム部長 2009年4月 当社内部監査部長 2011年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社理事(現任)	(注)	5,800

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の終了の時までであります。

8. 当社は、執行役員制度を導入しております。本報告書提出日時点の執行役員は下記の通りであります。

役名	職名	氏名
専務執行役員 (2名)	コンシューマ本部長	目時 利一郎
	法人本部長	直田 宏
常務執行役員 (7名)	管理本部長 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー	中田 伸治
	量販営業部門長	大澤 雅弘
	ショップ営業第一部門長	松本 博
	ショップ営業第二部門長	森下 大二郎
	コンシューマ・マーケティング部門長	渡辺 元
	ショップ営業第三部門長	田中 常弘
執行役員 (7名)	経営管理部門長	狩集 雅人
	ショップ営業第一部門長代行 兼 東海支社長 兼 東海ショップ 営業部長	山田 泰
	法人営業部門長	井上 直樹
	経営企画部門長	神野 憲昭
	法人営業部門長代行 兼 モバイルソリューション第一部長	福士 和男
	法人スマートサービス部門長	渡辺 一郎
	ショップ営業第三部門長代行 兼 関西支社長 兼 関西ショップ 営業部長	谷崎 直也
ショップ営業第四部門長	服部 勝明	

社外役員の状況

社外取締役細井一雄氏は、これまで経営者として豊富な経験を有しており、経営者としての幅広い見識に基づく取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。また、当社は同氏が過去に在籍していた日本オラクル株式会社と取引実績がありますが、取引の規模（売上高の0.1%にも満たない少額）・性質に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。加えて、現在においては情報技術開発株式会社の取締役上席執行役員やTDIプロダクトソリューション株式会社の取締役であります。当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役川内由加氏は、経営者としての経験を積み、人財開発の豊富な経験と見識を有していることから、女性社外取締役としての視点で、取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。また、現在においては株式会社エムオーティクリエイションの代表取締役であります。当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役新野和幸氏は、これまで経営者として豊富な経験を有しており、経営者としての幅広い見識に基づく取締役の職務の執行の監督機能の強化に寄与していただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。また、当社は同氏が過去に在籍していたコニカミノルタ株式会社と取引実績がありますが、取引の規模（売上高の0.1%にも満たない少額）・性質に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。加えて、現在においては株式会社デジタルインサイトテクノロジーの代表取締役であります。当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役遠藤隆氏は、長年にわたり当社の社外監査役を務め、当社の事業内容に精通しており、また、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査に活かしていただくために選任しております。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。また、現在においては遠藤法律事務所の所長をしております。当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外監査役吉田修己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有していることから、当該知識・経験等を当社の監査に活かしていただくために選任しております。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。また、同氏は過去において有限責任監査法人トーマツの代表社員やDTTL Talent Councilメンバーであったことがあり、当社は有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。同氏は当社監査役就任前に同社を退職しており、独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。また、現在においては、吉田公認会計士事務所の所長をしております。青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授や株式会社三井ハイテックの社外取締役をしております。当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の候補者の指名基準及び独立性判断基準を定めており、選任にあたっては、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方としております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 組織・人員

当社における監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役（独立）2名、非常勤監査役1名から構成されております。社外監査役のうち吉田修己氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する専門知識を有しておりません。

b. 監査役会の活動状況

1. 監査役会の出席状況

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下の通りであります。

役職名	氏名	出席回数	出席率
常勤監査役	乙村 高利	11回 / 11回	100%
社外監査役(独立)	遠藤 隆	13回 / 14回	93%
社外監査役(独立)	吉田 修己	13回 / 14回	93%
監査役(非常勤)	岩崎 達士	14回 / 14回	100%

(注) 常勤監査役乙村高利氏は、2019年6月25日開催の第22期定時株主総会にて選任された後の出席回数を記載しております。

2. 監査役会における活動状況・検討事項

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。主な検討事項として、監査方針・監査計画及び役割分担、監査役及び補欠監査役選任議案、監査報告書案、会計監査人の評価及び再任・不再任、会計監査人の報酬等に関して審議しております。

3. 監査役の活動状況

常勤監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、事業活動の現場への往査等を通じて、業務監査を中心に日常的かつ継続的に職務を行っております。会計監査人とは主に面談によって監査実施状況の把握に努めており、会計監査人の実地棚卸立会にも同道しております。また、内部監査部の監査計画の立案にあたって助言を行い、また内部監査部から代表取締役への報告に陪席して内部監査結果の伝達を受けており、日常的にも内部監査部と連絡を取り合い、内部監査の実施状況を把握しております。

非常勤監査役は取締役会等に出席して監査に必要な情報を入手し、また常勤監査役から情報の提供を受けることにより、経営全般についての監査を行っております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査部が社長直属の組織として設けられ、専任者12名（提出日現在）が監査役と連絡を取りながら内部監査を実施しております。監査対象は各組織の業務活動全般に関し、年度計画で決定した内容に従って実施しております。内容は、法令、定款及び社内規程の遵守状況、内部統制手続（整備状況）の妥当性及実施業務（運用状況）の正確性・効率性について監査し、問題点の改善に向け具体的な助言・勧告を行い、改善状況のチェックを通じて業務全般の内部統制レベルを引き上げております。また、財務報告に係わる内部統制報告制度の独立的評価の主管組織でもあり、被評価組織に対して、財務報告に係わる内部統制の整備状況及び運用状況を評価しております。監査の結果については、随時、社長及び常勤監査役に報告するとともに、定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

2001年3月期以降の20年間

c. 業務を遂行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 治郎 (有限責任監査法人トーマツ所属)

指定有限責任社員 業務執行社員 箕輪 恵美子 (有限責任監査法人トーマツ所属)

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他14名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会による監査法人の選定方針については、会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性等について総合的に勘案した上で、実務的にも合理的であるように会計処理担当部署及び財務担当部署と綿密な連携をとりつつ選定することとしております。

会計監査人の解任または不再任の決定についても、監査役会が会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務執行に関する体制を特に考慮し、業務執行部門と連携をとりつつ決定することとしております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、現在契約している監査法人について、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に当社としての評価項目を設定し、評価を実施しております。現時点では、すべての項目について解任もしくは不再任とすべき問題点は発見されておりません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	56		55	4

当社における非監査業務の内容は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導等を依頼しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a.を除く)

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社		2		2

当社における非監査業務の内容は、デロイト トーマツ税理士法人と業務委託契約を締結しており、税務コンプライアンス業務（税務申告書のレビュー業務）及び税務コンサルティング業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案し監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積もりの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で、固定報酬額と業績連動報酬額を支給しております。固定報酬額は、取締役会の決議を得た後、内規に従い、企業倫理の実践、「企業行動基準」の遵守又は長期的視点に立った組織運営などを勘案のうえ、社長が決定しております。業績連動報酬額は、当期純利益などの業績指標の達成率に基づき算定した額を指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会で決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定の月額報酬のみを支給しております。

なお、取締役(社外取締役は除く)の報酬については、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、中長期の業績連動報酬(中長期インセンティブ)制度を導入しております。本報酬は、中期経営計画「コネクシオプラン2020」の達成を条件に、金銭で支給されます。

指名・報酬委員会は、代表取締役社長(委員長)と取締役(非常勤)1名、独立社外取締役3名で構成され、年1回以上開催し、取締役及び執行役員の報酬制度の設計、取締役報酬等について審議を行い、取締役会に意見の陳述及び助言をおこなっております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における指名・報酬委員会及び取締役会の活動は、取締役及び執行役員の報酬制度の設計や主な審議事項の追加等を審議しております。取締役会は、指名・報酬委員会から意見の陳述及び助言を受け、その内容を審議した上で決議しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	158	123	34		5
監査役 (社外監査役を除く。)	27	27			3
社外役員	28	28			5

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受ける純投資目的である投資株式と、それ以外の投資株式を純投資目的以外（政策保有株式）として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外（政策保有株式）の保有方針において、当社の事業機会の創出や取引関係強化の手段の一つとして取引先の株式を取得する場合がありますが、必要最小限の保有としております。取得する場合は、主管部署を決め、戦略的意義や経済合理性（資本コストも含む）を総合的に勘案して、投資の可否を判断しております。また、保有の適否に関する検証内容につきましては、取締役会において年1回、個別の銘柄毎に取得目的の達成状況や中長期的な経済合理性（資本コストも含む）、将来の見通しを検証し継続保有の可否を判断しております。

- b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	184
非上場株式以外の株式	1	5

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	157	取引関係構築の為
非上場株式以外の株式			

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	減少に係る売却価額の合 計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	1	242

- c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
上新電機株式会社	2,500	2,500	取引関係強化の為	無
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ビックカメラ	5	6		無
		225,100		
		261		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.06%
売上高基準	0.08%
利益基準	0.12%
利益剰余金基準	0.02%

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、有限責任監査法人トーマツの行う決算及び新会計基準のための会計・税務セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,086	20,387
受取手形及び売掛金	49,285	40,380
商品及び製品	8,221	4,922
原材料及び貯蔵品	29	36
前払費用	788	877
未収入金	12,914	8,812
預け金	273	111
その他	0	-
貸倒引当金	6	5
流動資産合計	82,594	75,524
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,519	5,705
減価償却累計額	2,651	3,053
建物（純額）	2,867	2,651
構築物	331	356
減価償却累計額	120	134
構築物（純額）	210	222
機械及び装置	9	9
減価償却累計額	3	4
機械及び装置（純額）	5	5
工具、器具及び備品	4,618	4,581
減価償却累計額	2,950	3,256
工具、器具及び備品（純額）	1,668	1,325
土地	52	52
建設仮勘定	0	6
有形固定資産合計	4,804	4,262
無形固定資産		
のれん	1,499	1,390
ソフトウェア	331	407
ソフトウェア仮勘定	13	18
キャリアショップ運営権	8,985	8,319
その他	9	9
無形固定資産合計	10,839	10,146
投資その他の資産		
投資有価証券	295	189
関係会社株式	13	13
長期前払費用	391	276
繰延税金資産	597	1,410
敷金及び保証金	3,856	3,827
その他	181	149
貸倒引当金	68	42
投資その他の資産合計	5,267	5,824
固定資産合計	20,911	20,233
資産合計	103,506	95,757

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,275	13,394
未払代理店手数料	1 11,607	1 10,128
未払金	12,387	6,874
未払費用	3,291	2,980
未払法人税等	2,095	2,547
未払消費税等	767	1,490
前受金	13	10
預り金	969	959
賞与引当金	3,800	4,651
役員賞与引当金	23	34
その他	33	27
流動負債合計	55,264	43,099
固定負債		
賞与引当金	24	-
役員賞与引当金	11	-
退職給付引当金	5,252	5,580
資産除去債務	669	668
その他	176	122
固定負債合計	6,135	6,371
負債合計	61,400	49,470
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,778	2,778
資本剰余金		
資本準備金	580	580
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	585	585
利益剰余金		
利益準備金	113	113
その他利益剰余金		
別途積立金	2,469	2,469
繰越利益剰余金	36,022	40,339
利益剰余金合計	38,606	42,922
自己株式	0	0
株主資本合計	41,970	46,286
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	136	0
評価・換算差額等合計	136	0
純資産合計	42,106	46,287
負債純資産合計	103,506	95,757

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
売上高		
商品売上高	186,382	137,409
手数料収入	77,542	71,596
売上高合計	263,925	209,005
売上原価		
商品期首たな卸高	8,900	8,221
当期商品仕入高	180,385	128,757
合計	189,285	136,979
商品期末たな卸高	8,264	5,092
商品評価損	43	169
商品売上原価	181,064	132,056
代理店手数料	30,980	24,703
売上原価合計	212,044	156,760
売上総利益	51,880	52,245
販売費及び一般管理費		
役員報酬	144	179
給料及び手当	11,430	11,087
賞与	1,174	1,356
賞与引当金繰入額	3,824	4,651
役員賞与引当金繰入額	34	34
退職給付費用	579	553
法定福利費	3,627	3,891
人材派遣費	2,403	2,029
荷造及び発送費	539	382
販売促進費	2,821	2,439
通信費	544	554
地代家賃	4,293	4,518
修繕維持費	943	1,364
業務委託費	1,444	1,086
賃借料	124	173
減価償却費	2,086	2,032
のれん償却額	124	125
貸倒引当金繰入額	0	-
その他	1 5,459	1 5,452
販売費及び一般管理費合計	41,602	41,914
営業利益	10,277	10,330

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	4	4
店舗移転等支援金収入	154	148
物品売却益	116	-
その他	57	45
営業外収益合計	332	199
営業外費用		
支払利息	2	0
為替差損	0	2
固定資産除売却損	2 49	2 4
不動産賃貸費用	3	2
契約解約損	6	3
その他	8	2
営業外費用合計	70	14
経常利益	10,539	10,515
特別利益		
固定資産売却益	3 6	3 -
投資有価証券売却益	0	174
その他	0	11
特別利益合計	6	186
特別損失		
店舗閉鎖損失	4 60	4 48
固定資産除売却損	5 80	5 18
減損損失	6 83	6 244
関係会社株式評価損	16	-
その他	4	2
特別損失合計	244	314
税引前当期純利益	10,302	10,386
法人税、住民税及び事業税	3,764	4,130
法人税等調整額	384	744
法人税等合計	3,380	3,386
当期純利益	6,921	7,000

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,778	580	4	585	113	2,469	32,008	34,592
当期変動額								
剰余金の配当							2,907	2,907
当期純利益							6,921	6,921
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,013	4,013
当期末残高	2,778	580	4	585	113	2,469	36,022	38,606

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	37,956	218	218	38,174
当期変動額					
剰余金の配当		2,907			2,907
当期純利益		6,921			6,921
自己株式の取得	0	0			0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			82	82	82
当期変動額合計	0	4,013	82	82	3,931
当期末残高	0	41,970	136	136	42,106

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,778	580	4	585	113	2,469	36,022	38,606
当期変動額								
剰余金の配当							2,684	2,684
当期純利益							7,000	7,000
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,316	4,316
当期末残高	2,778	580	4	585	113	2,469	40,339	42,922

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	41,970	136	136	42,106
当期変動額					
剰余金の配当		2,684			2,684
当期純利益		7,000			7,000
自己株式の取得		-			-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			135	135	135
当期変動額合計	-	4,316	135	135	4,181
当期末残高	0	46,286	0	0	46,287

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	10,302	10,386
減価償却費	2,086	2,032
のれん償却額	124	125
減損損失	83	244
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	2
賞与引当金の増減額(は減少)	412	826
役員賞与引当金の増減額(は減少)	12	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	364	328
受取利息及び受取配当金	4	4
支払利息	2	0
為替差損益(は益)	1	3
投資有価証券売却損益(は益)	0	174
売上債権の増減額(は増加)	351	8,901
未収入金の増減額(は増加)	725	4,102
たな卸資産の増減額(は増加)	739	3,293
仕入債務の増減額(は減少)	231	8,360
未払金の増減額(は減少)	136	5,468
未払消費税等の増減額(は減少)	175	723
その他	428	283
小計	12,696	16,673
利息及び配当金の受取額	4	4
利息の支払額	2	0
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	4,253	3,700
その他	112	140
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,558	13,118
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,462	902
無形固定資産の取得による支出	105	208
投資有価証券の売却による収入	0	242
投資有価証券の取得による支出	0	157
敷金及び保証金の差入による支出	574	192
敷金及び保証金の回収による収入	222	80
長期前払費用の取得による支出	225	82
その他	37	69
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,108	1,290
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払額	2,909	2,685
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,909	2,685
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,538	9,139
現金及び現金同等物の期首残高	7,821	11,360
現金及び現金同等物の期末残高	1 11,360	1 20,499

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～39年
構築物	2～20年
機械及び装置	17年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	5年又は20年
ソフトウェア	3～5年
キャリアショップ運営権	20年

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与(中長期インセンティブを含む)の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与(中長期インセンティブを含む)の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金のほか、主に総合警備保障株式会社に対する預け金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。

総合警備保障株式会社に対する預け金は、キャリア認定ショップに設置している現金受渡機への預入れ金を総合警備保障株式会社の警備輸送車により回収するサービスによるものであります。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」、「契約解約損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた16百万円は、「為替差損」0百万円、「契約解約損」6百万円、「その他」8百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルスの感染拡大が事業に影響を与える期間と大きさについては、依然として測りかねるといえるのが実態ですが、現在のところ当社の事業に重要な影響は発生しておりません。

今後当社の事業に与える影響が著しく大きくなることはないとの仮定のもと、主に固定資産の減損損失および繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

- 1 未払代理店手数料は、当社が支払う代理店手数料（売上原価）の未払額であります。

(損益計算書関係)

- 1 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他	23百万円	33百万円

- 2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	26百万円	1百万円
構築物	0百万円	-
工具、器具及び備品	23百万円	2百万円
計	49百万円	4百万円

なお、上記固定資産除売却損は事業活動の中で経常的に発生するものであります。

- 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	0百万円	-
工具、器具及び備品	0百万円	-
ソフトウェア	5百万円	-
長期前払費用	0百万円	-
計	6百万円	-

4 店舗閉鎖損失の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	-	1百万円
工具、器具及び備品	3百万円	0百万円
ソフトウェア	0百万円	-
長期前払費用	-	0百万円
その他	0百万円	-
諸経費	56百万円	47百万円
計	60百万円	48百万円

5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	16百万円	2百万円
構築物	1百万円	-
工具、器具及び備品	17百万円	14百万円
ソフトウェア	3百万円	1百万円
長期前払費用	40百万円	0百万円
諸経費	0百万円	-
計	80百万円	18百万円

6 減損損失

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産

コンシューマ事業

用途 店舗

種類 建物、構築物、工具、器具及び備品、のれん、長期前払費用及びその他

場所 岩手県、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、岐阜県、兵庫県、和歌山県、徳島県、福岡県及び熊本県

法人事業

用途 店舗及び事業所

種類 建物、工具、器具及び備品及び長期前払費用

場所 宮城県、東京都及び大阪府

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当該資産につき、コンシューマ事業及び法人事業においては、将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の収益性が低下した資産グループ及び移転等の意思決定をした資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.7%で割り引いて算定しております。

(3) 減損損失の内訳

コンシューマ事業

建物	48百万円
構築物	3百万円
工具、器具及び備品	19百万円
のれん	0百万円
長期前払費用	3百万円
その他	0百万円
計	75百万円

法人事業

建物	3百万円
工具、器具及び備品	4百万円
長期前払費用	0百万円
計	7百万円

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ、各取引先グループ別資産及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、法人事業においては、各事業所、各店舗及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとしております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産

 コンシューマ事業

 用途 店舗

 種類 建物、構築物、工具、器具及び備品、のれん、長期前払費用及びその他

 場所 北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、
 京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県及び長崎県

 法人事業

 用途 事業所

 種類 工具、器具及び備品、ソフトウェア及び長期前払費用

 場所 東京都及び大阪府

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当該資産につき、コンシューマ事業及び法人事業においては、将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の収益性が低下した資産グループ及び移転等の意思決定をした資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

(3) 減損損失の内訳

 コンシューマ事業

建物	139百万円
構築物	3百万円
工具、器具及び備品	77百万円
のれん	1百万円
長期前払費用	11百万円
その他	0百万円
計	233百万円

 法人事業

工具、器具及び備品	7百万円
ソフトウェア	3百万円
長期前払費用	0百万円
計	11百万円

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ、各取引先グループ別資産及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、法人事業においては、各事業所及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとしております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	44,737,938	-	-	44,737,938

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	86	36	-	122

(注) 自己株式の株式数の増加36株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,565	35.00	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年10月29日 取締役会	普通株式	1,342	30.00	2018年9月30日	2018年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,342	30.00	2019年3月31日	2019年6月26日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	44,737,938	-	-	44,737,938

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	122	-	-	122

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,342	30.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	1,342	30.00	2019年9月30日	2019年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,342	30.00	2020年3月31日	2020年6月24日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	11,086百万円	20,387百万円
預け金	273百万円	111百万円
現金及び現金同等物	11,360百万円	20,499百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年内	451百万円	924百万円
1年超	621百万円	969百万円
合計	1,073百万円	1,894百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、携帯電話の一次代理店として販売計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達は、全て銀行借入により調達しております。

当社は、リスクヘッジを目的としたデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

預け金は、キャリア認定ショップに設置しております現金受渡機への預入れ金を総合警備保障株式会社の警備輸送車により回収するサービスを利用しているものであり、信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主要な販売チャネルとなるキャリア認定ショップ並びに事務所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払代理店手数料及び未払金並びに未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、商取引管理規程に従い、営業債権及び預け金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引リスク管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額を設定し、信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

市場リスクの管理

投資有価証券は、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち42%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,086	11,086	-
(2) 受取手形及び売掛金	49,285	49,285	-
(3) 未収入金	12,914	12,914	-
(4) 預け金	273	273	-
(5) 投資有価証券	268	268	-
(6) 敷金及び保証金	3,856		
貸倒引当金 ^(*1)	30		
	3,825	3,786	39
資産計	77,654	77,615	39
(1) 買掛金	20,275	20,275	-
(2) 未払代理店手数料	11,607	11,607	-
(3) 未払金	12,387	12,387	-
(4) 未払法人税等	2,095	2,095	-
(5) 未払消費税等	767	767	-
(6) 預り金	969	969	-
負債計	48,103	48,103	-

(*1) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	20,387	20,387	-
(2) 受取手形及び売掛金	40,380	40,380	-
(3) 未収入金	8,812	8,812	-
(4) 預け金	111	111	-
(5) 投資有価証券	5	5	-
(6) 敷金及び保証金	3,827		
貸倒引当金 ^(*1)	30		
	3,797	3,748	48
資産計	73,495	73,446	48
(1) 買掛金	13,394	13,394	-
(2) 未払代理店手数料	10,128	10,128	-
(3) 未払金	6,874	6,874	-
(4) 未払法人税等	2,547	2,547	-
(5) 未払消費税等	1,490	1,490	-
(6) 預り金	959	959	-
負債計	35,395	35,395	-

(*1) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金及び(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっております。

(6) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除した額によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金および保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払代理店手数料、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等及び(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
非上場株式	27	184
子会社株式	13	13

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

前事業年度において、子会社株式について16百万円の減損処理を行っております。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,086	-	-	-
受取手形及び売掛金	49,285	-	-	-
未収入金	12,914	-	-	-
預け金	273	-	-	-
敷金及び保証金	374	648	1,494	1,338
合計	73,934	648	1,494	1,338

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	20,387	-	-	-
受取手形及び売掛金	40,380	-	-	-
未収入金	8,812	-	-	-
預け金	111	-	-	-
敷金及び保証金	468	763	1,090	1,504
合計	70,161	763	1,090	1,504

(有価証券関係)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式13百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式13百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	268	71	196
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
合計	268	71	196

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額27百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5	3	1
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
合計	5	3	1

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額184百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

事業年度中に売却したその他有価証券に関して、重要性が乏しいため、記載しておりません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	242	174	

4 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

有価証券について16百万円(関係会社株式16百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、非積立型の退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,846	5,212
勤務費用	528	549
利息費用	19	17
数理計算上の差異の発生額	32	88
退職給付の支払額	215	225
退職給付債務の期末残高	5,212	5,465

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,212	5,465
未積立退職給付債務	5,212	5,465
未認識数理計算上の差異	40	115
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,252	5,580
退職給付引当金	5,252	5,580
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,252	5,580

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	528	549
利息費用	19	17
数理計算上の差異の費用処理額	31	13
確定給付制度に係る退職給付費用	579	553

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.345%	0.521%

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,174百万円	1,424百万円
未払事業税	142百万円	164百万円
未払費用	215百万円	243百万円
商品評価損	13百万円	62百万円
退職給付引当金	1,284百万円	1,410百万円
資産除去債務	355百万円	364百万円
貸倒引当金	22百万円	14百万円
減価償却費	223百万円	253百万円
減損損失	39百万円	75百万円
資産調整勘定	7百万円	9百万円
その他	86百万円	79百万円
繰延税金資産小計	3,567百万円	4,101百万円
評価性引当額	47百万円	40百万円
繰延税金資産合計	3,519百万円	4,061百万円
繰延税金負債		
キャリアショップ運営権	2,751百万円	2,547百万円
資産除去債務に対応する除去費用	110百万円	103百万円
その他有価証券評価差額金	60百万円	0百万円
繰延税金負債合計	2,921百万円	2,651百万円
差引：繰延税金資産の純額(は負債)	597百万円	1,410百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.5%
住民税均等割等	1.2%	1.2%
のれん償却額	0.4%	0.4%
評価性引当額の増減	0.0%	0.1%
その他	0.1%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.8%	32.6%

(資産除去債務関係)

当社は、資産除去債務に関して重要性が乏しいため、記載しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、賃貸等不動産に関して重要性が乏しいため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、携帯電話等の通信サービスの契約取次、契約者へのアフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売を行う、販売代理店事業を基幹事業としています。

したがって、商品販売及びサービス提供を行う顧客の属性から、「コンシューマ事業」、「法人事業」を報告セグメントとしております。

「コンシューマ事業」は、コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売、スマートフォン利用のお客様ニーズに応えリレーションを強化するための当社独自サービス「nexipus（ネクシプラス）」の運営を行っております。

「法人事業」は、法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売を中心としつつ、モバイル端末管理運用サービス（モバイルヘルプデスク、端末設定等のアウトソーシング業務）、コンビニエンスストアに対するプリペイドカードの提供及びIoTソリューションの提供を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	コンシューマ事業	法人事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	244,587	19,337	263,925	-	263,925
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	244,587	19,337	263,925	-	263,925
セグメント利益	13,566	977	14,544	4,266	10,277
セグメント資産	67,763	22,873	90,636	12,870	103,506
その他の項目					
減価償却費	1,787	130	1,917	168	2,086
のれん償却額	113	11	124	-	124
減損損失	75	7	83	-	83
のれん未償却残高	1,349	149	1,499	-	1,499
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,387	435	1,822	101	1,923

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額 4,266百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2)セグメント資産の調整額12,870百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に各報告セグメントに帰属しない資産であります。
 - (3)減価償却費の調整額168百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
 - (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額101百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。
2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	コンシューマ事業	法人事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	191,810	17,194	209,005	-	209,005
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	191,810	17,194	209,005	-	209,005
セグメント利益	13,196	1,714	14,910	4,580	10,330
セグメント資産	50,033	22,757	72,791	22,966	95,757
その他の項目					
減価償却費	1,774	115	1,889	142	2,032
のれん償却額	114	11	125	-	125
減損損失	233	11	244	-	244
のれん未償却残高	1,252	138	1,390	-	1,390
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	818	73	891	215	1,107

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 4,580百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額22,966百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に各報告セグメントに帰属しない資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額142百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額215百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。
2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	60,413	コンシューマ事業及び法人事業

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	53,339	コンシューマ事業及び法人事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	主な事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)3	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社ファミリーマート	東京都港区	8,380	コンビニエンスストア事業	なし	商品の販売等	プリペイドカードの販売等(注)2	119,316	受取手形及び売掛金	15,573

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. プリペイドカードの販売等は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 取引金額は、取引総額で表示しておりますが、損益計算書では売上高から売上原価を控除した純額で表示しており、売上高に含まれる金額は1,913百万円であります。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	主な事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)4	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社ファミリーマート	東京都港区	16,659	コンビニエンスストア事業	なし	商品の販売等	プリペイドカードの販売等(注)3	185,210	受取手形及び売掛金	16,953

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 2019年9月1日付でユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社は完全子会社である株式会社ファミリーマートを吸収合併するとともに、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社から株式会社ファミリーマートへ商号変更しております。上記の取引金額には、合併前の株式会社ファミリーマートとの取引金額が含まれております。
3. プリペイドカードの販売等は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
4. 取引金額は、取引総額で表示しておりますが、損益計算書では売上高から売上原価を控除した純額で表示しており、売上高に含まれる金額は2,756百万円であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

伊藤忠商事株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	941.18円	1,034.64円
1株当たり当期純利益金額	154.72円	156.48円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(百万円)	6,921	7,000
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,921	7,000
普通株式の期中平均株式数(株)	44,737,817	44,737,816

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	42,106	46,287
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	42,106	46,287
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	44,737,816	44,737,816

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,519	478	292 (139)	5,705	3,053	543	2,651
構築物	331	35	9 (3)	356	134	20	222
機械及び装置	9	-	-	9	4	0	5
工具、器具及び備品	4,618	337	374 (84)	4,581	3,256	580	1,325
土地	52	-	-	52	-	-	52
建設仮勘定	0	87	81	6	-	-	6
有形固定資産計	10,531	939	758 (227)	10,711	6,448	1,144	4,262
無形固定資産							
のれん	2,260	18	1 (1)	2,277	887	125	1,390
ソフトウェア	2,198	225	80 (3)	2,343	1,935	144	407
ソフトウェア仮勘定	13	40	35	18	-	-	18
キャリアショップ運営権	13,377	-	-	13,377	5,057	665	8,319
その他	21	0	0 (0)	21	12	0	9
無形固定資産計	17,871	285	118 (5)	18,039	7,893	936	10,146
長期前払費用	964	78	21 (11)	1,021	745	181	276

(注) 当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	74	2	25	5	47
賞与引当金	3,824	4,651	3,764	60	4,651
役員賞与引当金	34	34	23	11	34

- (注) 1. 退職給付引当金については、退職給付会計に関する注記を記載しているため、記載を省略しております。
2. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収及び前期引当額の見直しによる取崩額であります。
3. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、中長期インセンティブの見積差額によるもの及び支給見込額と
実際支給額の差額による取崩額であります。
4. 役員賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、中長期インセンティブの見積差額による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における
負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	142
預金	
当座預金	19,754
普通預金	476
外貨預金	14
預金計	20,245
合計	20,387

b 受取手形及び売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社ファミリーマート	16,953
株式会社NTTドコモ	12,896
株式会社ケーズソリューションシステムズ	1,379
KDDI株式会社	1,334
株式会社ヨドバシカメラ	774
その他	7,042
合計	40,380

ロ 受取手形及び売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
49,285	227,541	236,445	40,380	85.4	72.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品及び製品

区分	金額(百万円)
携帯電話端末機器	4,443
プリペイド関連商品	156
その他	322
合計	4,922

d 原材料及び貯蔵品

区分	金額(百万円)
金券	26
その他	10
合計	36

e 未収入金

相手先	金額(百万円)
株式会社NTTドコモ	7,596
KDDI株式会社	403
ユニー株式会社	101
伊藤忠商事株式会社	60
株式会社ドコモCS関西	37
その他	613
合計	8,812

負債の部

a 買掛金

相手先	金額(百万円)
株式会社NTTドコモ	11,708
KDDI株式会社	1,317
ソフトバンク株式会社	137
台湾伊藤忠股分有限公司	37
株式会社ベステック	36
その他	156
合計	13,394

b 未払代理店手数料

相手先	金額(百万円)
インコム・ジャパン株式会社	6,337
株式会社ヨドバシカメラ	638
株式会社ケースソリューションシステムズ	488
株式会社セイノー商事	152
アライ電機産業株式会社	129
その他	2,382
合計	10,128

c 未払金

相手先	金額(百万円)
株式会社ケースソリューションシステムズ	777
株式会社ヨドバシカメラ	586
株式会社NTTドコモ	452
株式会社セイノー商事	307
株式会社サイバーリンクス	233
その他	4,516
合計	6,874

d 退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	5,465
未認識数理計算上の差異	115
合計	5,580

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (百万円)	54,972	105,980	156,653	209,005
税引前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	2,298	5,573	7,668	10,386
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,535	3,752	5,151	7,000
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	34.31	83.88	115.15	156.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	34.31	49.57	31.27	41.33

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.conexio.co.jp/corporate/announcement/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第22期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第23期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月8日関東財務局長に提出

第23期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月12日関東財務局長に提出

第23期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ
く臨時報告書

2019年6月28日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年 6月23日

コネクシオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 治 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 箕輪 恵美子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコネクシオ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コネクシオ株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コネクシオ株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、コネクシオ株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。